

「準備書面3」要旨の陳述

令和6（2024）年11月1日
弁護士 亀 石 倫 子

「準備書面3」における、原告の主張の要点を述べます。

第1に、私たちは訴状で述べたとおり、不妊手術を受ける権利は、憲法13条により、自己決定権の一内容として保障されると主張しています。ここでいう自己決定権は、2つの性質を併せ持っています。

ひとつは、「子をもうけるか否かに関する自己決定権」であり、もうひとつは、「自己の生命・身体に関する自己決定権」です。

このうち、ひとつめの「子をもうけるか否かに関する自己決定権」については、札幌高裁などでは「私生活を共にする家族の構成に関わる事項であるとともに、・・人としての本能的な欲求に関わる生殖に係る事項でもあって」個人の尊厳に直結する人格的な生存に不可欠な事柄であり、私生活上の自由の中でも特に保障される権利の一つである、とされています。

性同一性障害特例法について違憲判断を下した令和5年の最高裁大法廷判決において、宇賀克也裁判官も「生殖に関する自己決定権」は憲法13条により保障される基本的人権であると述べています。

「子をもうけるか否かに関する自己決定」が人権として保障されるべきことは、法的拘束力のある女性差別撤廃条約や1968年のテヘラン宣言などでも、繰り返し確認されてきました。

わが国の憲法学説においても、「子をもうけるか否かに関する自己決定権」が憲法上の権利であることに、ほぼ争いがありません。

不妊手術を受けることは、子をもうけないことを確定的にする自己決定であり、憲法上保護されるべきです。

もう一つの性質である「自己の生命・身体に関する自己決定権」については、平成12年に最高裁が、輸血を拒否する権利を「人格権の一内容として尊重されなければならない」と判示しています。

平成13年には最高裁が、乳房^{にゅうぼう}温存療法の説明義務を認め、患者の自己決定権を重視しました。

不妊手術を受けることは、自分の身体に関して、自分の人格に関わる決定をすることですから、「自己の生命・身体に関する自己決定権」として憲法上保護されるべきです。

不妊手術を受けることは、この2つの自己決定権が分ち難く結びついた自己決定です。憲法上の権利ではないとする被告の主張は誤りです。

主張の要点の第2として、不妊手術を受ける自由は、前国家的で自然権的な「避妊の自由」の一内容として、憲法13条により保障されることを新たに主張します。

つまり、男性が膈外射精やコンドームを利用することによって避妊することに象徴されるように、避妊の自由は前国家的な自由であり、もっぱら私的領域に属する自由です。プライバシーの一つです。

避妊の自由の行使の一つとして、不妊手術を受けることが、自由権として認められます。

被告は、不妊手術を受けることが憲法上の権利ではないとする理由として、大きく2つのことを主張しています。

1つは他の避妊手段に比べて効果が低く、侵襲性が高いという点です。しかし、これは医学的に間違っています。

もう1つは、他にピルやミレーナといった避妊方法があるのだから、不妊手術を受けることを憲法上保護しなくても良いとする主張です。

しかしいずれの避妊方法を選択するかについて、国家に選択する権限はありません。国家が、いずれかの避妊方法を選択すると、他の避妊方法に憲法上の保護がなくなるというのは、憲法上の保護の範囲を国家が自由に決められるというおかしい主張です。

不妊手術は、世界で2億人以上が利用する、最も多く用いられている避妊方法です。世界中で利用されている避妊方法が複数ある場合に、国が任意に避妊方法を取捨選択し、特定の避妊方法を「基本的権利」の対象から排除することは、原則として許されません。

また被告は、母体保護法3条は、憲法上の権利を制約していないとして、憲

法適合性の対象から外しています。

しかし、条文の構造からすれば、規制の中心的な条文は3条であり、3条1項の許諾要件こそが違憲無効の主張の対象です。被告の姿勢は、この訴訟の中核的な争点を、あえて回避していると言わざるを得ません。

主張の要点の第3として、母体保護法の本件各規定は、憲法24条2項の適合性判断の対象であることを、あらためて述べます。

不妊手術を原則禁止とする本件各規定は、「子を産むか産まないかの選択に関わる問題」ですから、憲法24条2項の「家族に関する事項」に該当します。

また、母体保護法3条1項が、配偶者及び子の存在を前提として不妊手術の要件としていることから、母体保護法は家族に関する事項を定めた法律であり、憲法24条2項の適合性判断の対象となることは明らかです。

憲法24条2項は、家族に関する事柄について、「

- ① 憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと
- ② 両性の実質的な平等が保たれるように図ること
- ③ 婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること

等についても、十分に配慮した法律の制定を求め」るものです。

母体保護法は、不妊手術を受ける権利を尊重せず、また、配偶者という第三者をして自己決定権に干渉させている点で、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針」を逸脱しています。

最後にひとつ、強調させてください。被告は、「多くの女性は不妊手術を後悔してい」として、本件各規定による規制を正当化しようとしています。

そもそも、被告の論文の引用は不正確で、多くの女性が不妊手術に満足しています。

それにもまして、そもそも後悔するから国が自己決定権に干渉しても良いとすることはできません。わが国において、母親になった人の3人に1人が、母親になったことを後悔したことがあるという調査結果があるように、人生におけるどのような決断にも、後悔する可能性はついてきます。

そのような「後悔の可能性」をも引き受けるのが「自己決定」であり、憲法13条が保障する権利、自由の本質です。

以上